

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成24年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席していただいております。後ほど、平成23年度一般会計及び特別会計決算審査について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月27日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案7件、認定7件が町長から提出されております。

次に、閉会中の委員会について報告します。

6月28日の第2回定例会閉会后、第1回川根本町議会基本条例検討特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました。結果、委員長に鈴木多津枝君、副委員長に中田隆幸君が選任されましたので、報告いたします。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及び指定管理者監査の結果について報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集について、町長から行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 皆さんおはようございます。

本日は、平成24年第3回定例会の開催をお願いいたしましたところ、何かと御多用の折にもかかわらず、議員全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

8月31日、第66回全国茶品評会の審査結果が発表されました。川根本町からは普通煎茶4kgの部に10点、釜炒り茶の部に1点の出品をしておりましたが、普通煎茶の部で1等5席に丹野浩之さん、2等に川崎好和さん、相藤令治さん、ティーサークル徳山さん、3等に中川根はちなか園さん、大村雄一郎さんが入選いたしました。昨年の1等1席、2席、3席独占、農林水産大臣賞2つ、産地賞も取るという成績に比べると残念な結果ではありますが、上位入賞を果たすことができ、産地賞の部でも2位を獲得することができました。入賞を果たされた皆様おめでとうございます。また出品された皆様、そして摘採や製茶など様々な面で御指導、御協力をいただいた皆様、本当にお疲れさまでした。毎年のように出品してくださる皆様の努力があってこそ川根茶の今日の地位もあるわけでありますので、さらに精進し、いいお茶をつくっていただきたいと思います。

平和の祭典とも言われる世界のビッグイベント、オリンピックが終わりました。今回のロンドンでのオリンピックには、川根本町から大村朱澄選手がカヌースプリント競技の女子カヤックペア500mに出場することとなり、後援会では応援ツアーの募集を行いました。参加者が少なく、同行することになりました。

現地時間で8月5日の朝、早目の朝食をとってホテルをたち、最寄りのケンジントン駅からワンデーフリーカードを買って、ロンドン郊外にあるイトンドーニーのカヌー競技場を目指しました。同行の筑地後援会事務局長は、いつの間にか事前用意した日の丸に「がんばれ大村あすみ選手」と大書した垂れ幕を羽織っておりました。広大な敷地に設けられたカヌー競技場は、周辺には王室の土地や施設もあるらしくすばらしい競技場で、オリンピックにふさわしい雰囲気を備えておりました。

予選2組に北本・大村ペアが登場すると、大型スクリーンに両選手が大写しとなり、特設スタンドからは日の丸の垂れ幕を振って大声で声援を送りました。スタートして間もなく水をあけられますが、後半の追い上げを期待して懸命に応援しました。北本・大村ペアも力いっぱいパドルを漕ぎますが、最後まで差を埋められず、残念ながら予選敗退となりました。2人の表情をスタンドからうかがうことはできませんでしたが、悔しかったに違いありません。殊に大村あすみ選手はペア競技だけで、シングル競技への出場はありませんでしたので、

悔しかったことと思います。

この悔しさが次のばねになります。残念な結果となりましたが、次の勝利にとって無駄な敗北はありません。大村選手はまだ発展途上、これからの活躍が期待される選手です。筋力をつけ、わざを磨き、タフな精神力を養って、さらに上をねらっていただきたいと思います。

これまで温かい応援をしていただいた町民の皆様、本当にありがとうございました。これからも御声援をよろしくお願いいたします。

今回のロンドンオリンピックでは、我が国は史上最高となる38個のメダルを獲得して終了いたしました。メダルの総数だけ見れば史上最高ということですから素晴らしい成績を残したと言えますが、内容を見てみますと、お家芸の柔道などメダルを期待されながら結果を残せなかった競技もありました。一方、史上初とか、これまでになかったというように、余り期待されていなかった競技や一般的にはポピュラーではなく、どちらかというマイナーと思われるような競技での頑張りが注目されました。サッカーやバレーあるいは卓球、アーチェリー、フェンシング、そして水泳や陸上のリレーなど団体競技ではチームワークのよさがメダルをもたらしました。女子選手の活躍も話題となりました。

競技以外でも、開会式や閉会式でのサプライズ、テロ防止のための厳重な警戒態勢、8年後を目指す開催候補地の様々な招致活動も話題となりました。殊に東京での開催を目指しながら、開催に対して賛成は47%、賛成でも反対でもどちらでもないという冷めた日本国民の反応が話題を集めました。男子サッカーでは、3位決定戦後の韓国の選手が「独島は我々の領土」とハングルで書かれた紙を掲げて走り回ったため、この行動が政治活動に当たるとして表彰式への出席を許されず、メダルの授与を保留されるという事態が起これ、オリンピックと政治の問題も話題となりました。

様々な話題や課題を残したロンドンオリンピックでありましたが、ロンドンに滞在しながらイギリスと日本の国柄の違いも感じさせられました。日本では連日にわたってオリンピックが報道されるのに比べ、イギリスでは、開催国でありながらオリンピックの報道は定時のニュース番組でごく限られた時間報道される程度で、ここで本当にオリンピックが開かれているのかという思いさえいたしました。

電通総研によると、ロンドンオリンピックにおける日本国内の個人消費は約3,867億円押し上げられたと試算しております。また、消費が誘発する生産、所得などを合わせた全体の経済波及効果は消費金額の2.18倍、8,037億円にも上るとしております。ロンドンオリンピックの消費押し上げ効果である3,867億円は、2008年に開催された中国オリンピック5,386億円や2004年に開催されたアテネオリンピック4,072億円に比べると小さな金額にとどまっておりますが、これはオリンピック商戦の約6割を占めるデジタル家電、特に薄型テレビの販売が不振だったことによります。今回のオリンピックで薄型テレビの販売がなぜ伸びなかったと言え、昨年の地上デジタルテレビへの移行特需の反動が出て、ロンドンオリンピックに合わせて新しいテレビを買おうという向きが少なかったからであります。

ロンドンオリンピック出発を前にした8月2日と3日の両日、中国浙江省竜泉市から蔡曉春書記をはじめ市の幹部や伝統工芸青磁の技術を継承する磁器職員ら9名の訪問団が川根本町を訪れました。この訪問団は川根本町との友好提携に向けて、交流推進に関する意向書の調印のために来町したものであります。

竜泉市との友好提携の動きは、平成21年12月3日の知事広聴において、川勝知事が「中国浙江省南西部の竜泉市が静岡県内の市町との交流を望んでいるが、竜泉市は森林の町で風光明媚、青磁や宝剣など伝統工芸もあり、茶やしいたけの山地としても知られる。川根本町も山間の町で美しい自然景観に恵まれた日本一のお茶を産する。ぜひ竜泉市と友好関係を結んだらどうか。世界一の青磁で世界一の川根茶を飲んだらどんなにすばらしいことだろう」という趣旨の御提言をされたことによります。

以来、県地域外交課や日中友好協議会の御指導をいただきながら友好提携に向けての準備を進めてきました。平成22年3月には県の定期調査団に3名の職員が参加し、竜泉市を訪ねました。7月には上海万博に参加、川根茶の呈茶とPRを行うとともに、副議長など6名が竜泉市長を訪ね歓談しております。浙江省人民政府からは竜泉市出身の季氏が来町、町内の産業・文化・観光関係の施設や見どころを案内し、町への理解を深めていただきました。富士山の高さにちなんだ「3776訪中団」には町長、議長などが参加しました。浙江省幹部との会談の席には、川勝知事に青磁の焼き物を寄贈するため、当時の竜泉市長、梁憶南氏が出席されておりましたが、思いがけず知事から「竜泉市との友好提携を進めている川根本町の佐藤町長も同席している」と紹介され、ごあいさつを申し上げる機会を得ました。その後の交流会の席では、同行の議長や課長などを交えて親しく懇談のひとつきを過ごしました。

翌23年5月には梁竜泉市長が本町におみえになる予定でありましたが、3.11東日本大震災の発生により、6月に延期され、さらに中国において人事異動が内示され市長がかわるといふ事態となりました。異動が内示されるとしばらくの間海外出張は許されないという中国の事情から、来町が延びておりましたが、本年4月には静岡県・浙江省友好提携30周年記念事業の一環として来静中の中国人民政府関係者が本町を訪れ、そして今回の市長よりも格上となる蔡書記の来町となったのです。蔡書記は「両市町にとって新しい発展のスタート、様々な分野においてともに協力し、より美しい未来をつくろう」と述べられました。また、3日の茶茗館では川根茶を堪能され、茶茗館で使用する呈茶用の茶器をサンプルに青磁の茶器をつくって送り届けてくださることを約束されました。

今回の意向書の調印によって友好提携は現実のものとなってきました。今後のスケジュールについてはまだ具体になっておりませんが、本年秋に編成される県の30周年記念訪中団に加わり竜泉市を訪ね、蔡書記と再会するとともに、新市長の季柏林氏とお会いし、両市町にとって意義のある未来志向の友好交流につながるようなお話をしたいと考えております。

現在、日中の政府間には過去の歴史や領土をめぐる様々な問題が起こっております。その背景には国内の事情や天然資源、あるいは東シナ海の覇権をめぐる思惑などもあるよ

うですが、グローバル化が進む中、一衣帯水の両国が善隣友好関係を築いていくことが東アジアの安定と発展にとって極めて重要であると考えており、本町としては県の進める地域外交や民間レベルでの文化的・経済的交流の一翼を担い得る友好関係の構築に向けて、その地固めをしているところでもあります。両国の置かれた背景や立場を考慮しながら、民間も含めた両市町の交流へと広がっていくよう努めていきたいと考えております。

8月29日、内閣府では東海・東南海・南海の震源域が連なる南海トラフの最大級の巨大地震の津波高・浸水域の推計と被害想定を公表しました。それによると、死者は関東以西の30都府県で32万3,000人、本県では10万9,000人と、静岡県の東海地震第3次被害想定5,851人を大幅に上回っております。

9月1日の防災の日には町内各地で自主防災訓練が行われました。東北地方太平洋沖地震では大津波と原発事故が大きな話題となり、その被災の大きさから南海トラフ巨大地震においても津波と原発の問題が大きくとらえられておりますが、9月2日放映のNHKテレビ「崩れる大地」では、東北地方太平洋沖地震においても大小437カ所で土砂崩壊があったことを伝えております。また、中越地震や岩手・宮城内陸地震における土砂災害、昨年の紀伊半島での豪雨による土砂災害も記憶に新しいところでもあります。南アルプスを擁する川根本町は近年話題となっている深層崩壊発生の危険も高いと言われております。深層崩壊の危険箇所については調査結果がまとめられ、9月上旬ごろには説明がなされると聞いております。

8月23日から25日にかけては全国治水砂防協会静岡県支部の視察研修に参加させていただきました。今回の視察研修は宮城県岩沼市、石巻市など東北地方太平洋沖地震の大津波によって多くの犠牲を出した地域のその後の復旧・復興に向けての動きや課題について研修してきました。既に発災して1年半になろうというのに、なかなか復興が見えてこない状況にあります。被災地を訪れて感じるのは、これが精いっぱいなのかもしれないということでもあります。被害が余りにも大きく、復旧しようにも近年の大幅な公共事業削減などにより土木業者も、土木作業従事者も、重機も不足する、骨材も不足するという状況、さらには市役所や役場の職員の数も不足するという事態の中で悪戦苦闘しているのが現実なのだ実感させられました。

参議院は、野田首相に対する問責決議を自民党など野党の賛成多数で可決しました。これにより政局が流動化することになると思われますが、先行き不透明な状況の中で政界再編含みの混乱が続くことが予想されます。震災からの一日も早い復興のためにも、世界の信頼を得る外交関係の構築のためにも、景気対策をしっかりと進めるためにも、何よりも政治の安定が望まれるところでもあります。

秋は行楽の季節であります。川根本町にとっては観光客が最も訪れる時期となります。ここ数年、入り込み客数の減少が大きな問題となっておりますが、トップシーズンに向けて10月5日から4日間にわたって行われる島田市との共催事業「SLフェスタ」のほか、寸又峡温泉和紙のあかり展、産業文化祭、奥大井ふるさとまつりなど、様々な秋のイベントも控え

ております。町の元気を精いっぱい発信していきたいと考えております。

本定例会では、同意1件、条例制定2件、規約変更1件、財産取得1件、補正予算3件、決算認定7件の計15件であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、行政報告にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、長塚誠君、2番、中澤莊也君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの16日間に決定しました。



◎日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（板谷 信君） 日程第3、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 同意第2号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として固定資産評価審査委員会が設置されております。

この委員会は3名の委員から成っており、このうち、坂本利夫氏が平成24年10月25日をもって任期満了となり、退任されることになりました。ついては同委員の後任として、坂本陽俊氏を議会の同意を得て選任したく、提案するものです。

坂本氏は、昭和18年4月25日生まれの68歳、42年間町職員として活躍いただきました。平成5年度から平成15年度まで各課長を歴任され、そのうち平成8年度、15年度には税務課長として税務事務を統括するなど、幅広い識見と固定資産の評価等について必要な知識と経験を有していることから委員として適任であると考えます。

なお、任期は、平成24年10月26日から平成27年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 確認の質疑をさせていただきます。

これは、不服申請が出された場合に、こういう委員の方々が委員会を開くということなんですけれども、今までに不服申請が出されたことがあるんでしょうか。

それから、口頭審理の委員会が開かれる場合には傍聴できるというふうになっているんですけれども、委員会開催日時のお知らせはどのようにされるのか。

2点お聞きします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今までに不服の申し出等があったかという点について、私の記憶のある範囲、私が入って以来、まだこの件目ございません。

それから、会議の公表等ですけれども、当然ホームページ等、通常の会議と同様に通知いたして公表をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

◇

◎日程第4 議案第43号 川根本町防犯まちづくり条例の制定について

て

○議長（板谷 信君） 日程第4、議案第43号、川根本町防犯まちづくり条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案の理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第43号、川根本町防犯まちづくり条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案2、3、4ページをごらんください。

静岡県では平成16年4月1日から静岡県防犯まちづくり条例を施行し、警察、県、県民、事業者等が一体となり、犯罪の起きにくいまちづくりを推進し、安全・安心して暮らせる社会の実現を目指して取り組んでいます。

この条例では主に「県は」と規定していることから、この適用がなされない町の業務について、犯罪の起きにくいまちづくりを目的に、町の条例を制定するものです。

本案の内容につきましては、町、町民、自治会等及び事業者が相互に協力して犯罪の防止に取り組むことで、安全で安心して暮らせることのできる地域社会を実現するため、町の責務及び町民、自治会等並びに事業者の役割を明らかにし、町の責務は必要な啓発活動、情報提供、環境整備の実施、町民等の役割は防犯まちづくりへの取り組みや協力であること等基本事項を定めております。

町民が安全で安心して暮らせる地域づくりは、一人一人がしっかりした意識を持ち、地域全体が町や警察等と連携を図りながら一体となって進めていくものであると考えます。

この条例により町の総合計画の施策の一つである、ゆとりと安全、便利で暮らしやすいふるさとづくりという目標の実現が図られるものと考えます。

以上、川根本町防犯まちづくり条例の制定について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

また確認ですけれども、この条例制定と次の条例制定は、これからたぶん議長が委員会、あ、もう委員会に付託ということは今言われましたけれども、議運では高畑委員長や中野議員から、大筋があって制定するものだから委員会で審査しても内容を変えることはできない

のだから、委員会付託する必要はないということで、これまで新規の条例制定とか、町民に大きな影響が出るものについては委員会に付託して審査するというふうに慣例的にしてきたものを、反対の意見があり、結局、採決という今までにない方法で委員会付託が決められたものです。本当に委員会で審査した中で変更する意見が出たときに、それが大勢になったときであっても変更の余地がないものかどうか、変更してはいけないのかどうか、もとがあるということで。その点について確認をいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） これは、先般の議会運営委員会において鈴木議員が同様の御質問をされたことでありますけれども、行政側としては議案として提出しておるものですから、その審議等につきましても議会側にゆだねられるということになりますので、私どもがそのものについてこうあるべきというような判断は申し上げるところでないと思っておりますけれども。

○議長（板谷 信君） 議会に修正権があるというのは、これはもう決まり切ったことだもんで。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、川根本町防犯まちづくり条例の制定については第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第5 議案第44号 川根本町暴力団排除条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第5、議案第44号、川根本町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第44号、川根本町暴力団排除条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案5、6、7ページをごらんください。

静岡県では平成23年8月1日から静岡県暴力団排除条例を施行し、警察、県、県民、事業者等が一体となり、静岡県から暴力団を排除し、安全で平穏な県民生活を確保できるよう取

り組んでいます。

この条例では主に「県は」と規定していることから、この適用がなされない町の業務について、暴力団を排除する目的で町の条例を制定するものです。

本案の内容につきましては、暴力団員等による不当な行為を防止し、これにより町民生活及び町内の事業活動に不当な影響が生じないようにするため、町の責務及び町民、事業者等の役割を明らかにし、町が実施する事業が暴力団の利益とならないよう必要な措置を講じ、町が町民等に対して適切な支援を講じ、町民が暴力団等に利益を供与したり、暴力団の威力を利用することを禁止する等基本事項を定めております。

町民が安全で安心して暮らせる地域づくりは、一人一人がしっかりした意識を持ち、地域全体が町や警察等と連携を図りながら、暴力団関係者を排除することを進めていくものであると考えます。

この条例により町総合計画の施策の一つである、ゆとりと安全、便利で暮らしやすいふるさとづくりという目標の実現が図られるものと考えます。

以上、川根本町暴力団排除条例の制定について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号は第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、川根本町暴力団排除条例の制定については第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第6 議案第45号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部
を変更する規約について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第45号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を

変更する規約についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第45号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、提案理由とその内容について説明いたします。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行、平成24年7月9日施行により、外国人登録制度が廃止になったことから、市町の負担金の算定基準を前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口と規定している静岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、変更を行うものです。

同規約の変更については、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき、県内全市町の議会において規約変更の議決を求めるものであります。

議案10ページ、新旧対照表1ページをごらんください。

静岡県後期高齢者医療広域連合規約別表第2、備考1中「及び外国人登録原票」を削り、「平成18年度及び平成19年度」を「平成24年度及び平成25年度」に改め、「平成18年10月31日現在の」を削り、同表備考2中「及び外国人登録原票」を削り、「平成18年度及び平成19年度」を「平成24年度及び平成25年度」に改め、「平成18年10月31日現在の」を削るものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

これは簡単な通告をしてありますので、それに基づいてお尋ねをいたします。

今年の7月から外国人登録法が廃止されて住民基本台帳で管理するということになったんですけれども、そのことで当町の外国人の方の移行した状況、特に75歳以上の方が何人いらっしゃるのか、その点についてお聞きします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） お答えいたします。

7月9日の法改正後、住民基本台帳に登録された外国人の方は42世帯、男20名、女性の方50名、合計70名です。その中で75歳以上の方はおられません。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第46号 財産の取得について

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第46号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第46号、財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年度大規模地震対策等総合支援事業消防ポンプ自動車購入物品売買契約の議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る8月31日に10社をもって指名競走入札を実施いたしました。その結果、株式会社カーサービスマツモトが落札し、契約金額1,720万円で物品売買契約を締結しようとするものであります。

納期につきましては、議決の日の翌日から平成25年3月21日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） これも通告をしてありますので、その答弁をお願いします。

まず1点目は、契約金額が1,720万円とのことですが、全体のこのときの入札の結果、他社の、ほかの会社が入れた金額、それから予定価格の報告をお願いいたします。

それから、2点目ですが、これまでは本体価格と艀装、装備と書きましたが、艀装と言うようで、艀装経費を分けて議会の議決が必要な1,500万円を超えたものということで、合わせて5,000万円の方も二本立てでやっていたと、見ていたということですが、今後は全体の金額で、本体価格と艀装価格を合わせた金額で議会の承認を得るかどうかを判断するということですが、今回の本体価格とその艀装にかかる経費、それぞれ幾らかお答えをお願いします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 1番目の入札の予定価格の報告ということですが、これにつきましては先ほど言いましたように、入札比較価格は1,785万円でありまして、落札価格につきましては1,720万円でした。

他社につきましては、また後ほど説明させていただきたいと思います。

それと、今回の本体価格と装備経費を分けて議会の方に説明するというので、それにつきましては、車両価格が678万200円、それから艀装費につきましては989万4,500円、附属品が46万6,800円、あと消費税と登録諸費用ですけれども97万7,055円、総額が1,811万8,555円の設定額となっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、この予定価格と落札価格というのは税込みの金額ということなんですね。確認させてもらいます。消費税が込みの価格で。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 車両の場合は税込みでやっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 工事請負の場合は税抜きで入札をして、こういう物品購入の場合は税込みの価格で入札して、先ほど各社の額を言われたんですけれども、全部税込みの額だということなんですね。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 車両の場合は税込み価格ということでやらせていただいております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、財産の取得については原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第47号 平成24年度川根本町一般会計補正予算
(第4号)

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第47号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第4号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第47号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第4号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億633万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,627万6,000円としたものであります。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものであります。

第3表では、地方債の追加と限度額について補正をしたいというものであります。

今回の補正は、町有地などの公共敷地周辺景観整備委託費の増額、地域自治会振興事業における地区集会所の耐震化工事経費、集会所修繕工事に伴うコミュニティ施設整備事業費補助金の増額、いやしの里診療所への繰出金、景観保全、森林整備事業業務委託料の追加、林道維持管理に伴う委託料及び重機借上料の増額、河川維持のための委託料及び重機借上料の増額、林道災害復旧事業費の追加などが主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細書の一般15ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は3,517万円の増額です。これは財産管理費として町有地などの公共施設敷地周辺景観整備委託料の増額、自治会振興費として4地区の集会所の耐震化工事費の増額、1地区1施設の修繕工事費の増額、7地区の集会所の耐震化工事に伴う補助金の増額及び減額です。各集会所の工事実施に伴う実施設計に基づく調整となっております。

15ページ、16ページをごらんください。

第2項企画費は6万1,000円の増額です。これはまちづくり事業費として普通地方交付税決定に伴うまちづくり基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正です。ダム水源地域振興費として、長島ダム水源地域振興費補助金交付要綱に基づく長島製茶工場の屋根修繕工事に対する補助金の追加をお願いするものです。

16ページをごらんください。

第5項選挙費は10万4,000円の増額です。これは中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を求める静岡県条例制定請求者名簿の審査に伴う選挙管理委員会委員報酬職員諸手当、消耗品費、通信運搬費、複写機使用料の増額をお願いするものです。17ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は131万4,000円の増額です。これは社会福祉総務費として、創造と生きがいの湯に設置されているボイラー熱交換機故障に伴う修繕費の増額で、緊急的に工事費から修繕料へ流用し修繕を実施させていただいておりましたので、流用元である工事費への増額です。心身障害者福祉費として、現在、藤枝市に建設予定の障害者支援施設「天竜ワークキャンパス」への補助金の追加です。老人福祉費として、高齢者見守りネットワーク推進事業として講演会開催に伴う講師謝礼及び活動に着用するジャンパー、名札等の購入費の追加をお願いするものです。

17ページ、18ページをごらんください。

第2項児童福祉費は38万7,000円の増額です。これは児童福祉施設費として、三ツ星保育園の給湯器故障に伴う給湯器購入費の増額です。子育て支援対策費として、普通地方交付税決定に伴う社会福祉基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正です。

18ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は1,174万9,000円の増額です。これは診療所管理費として本川根診療所へのシャワーブース設置工事費の追加と、いやしの里診療所において現在、常勤医師が不在のため週3日を派遣医師で対応している経費について10月以降も引き続き同様に対応するよう特別会計の補正を行うことによる繰出金の増額をお願いするものです。

18ページ、19ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第2項林業費は2,760万3,000円の増額です。これは林業振興費として、小型哺乳類動物捕獲用わな購入費の増額、観光景観保全森林整備事業費の増額、森林情報システム整備事業について、当初予算では全額を備品購入費で計上しておりましたが、事業内容精査により事業費の一部を委託料に切り替えるものと、有害駆除、これはイノシシですが、捕獲用おりの購入費の増額、野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金の増額、しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金の補助単価改正に伴う補助金の増額をお願いするものです。林道費は、林道維持管理委託料及び重機借上料の増額をお願いするものです。

19ページ、20ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は218万8,000円の増額です。これは商工業振興費として、売れるものづくり支援事業費補助金の増額とものくに施設の空調機等の修繕費用を増額するものです。

20ページをごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費は22万5,000円の増額です。これはTOUKAI-0専門家診断委託料の増額です。

20ページ、21ページをごらんください。

第2項道路橋梁費は720万円の増額です。これは道路維持費として、道路補修費に使用する原材料購入費の増額です。道路新設改良費として、野志本下村線拡幅改良に伴う設計業務委託料の追加と上長尾バイパス工事に伴う高郷河川敷公衆トイレ設計業務委託料の追加と、橋梁維持費として、今年度策定中の橋梁点検及び修繕計画策定業務委託料について、これまで策定した15メートル以上の橋梁を含めた全体計画とするよう委託料の増額をお願いするものです。

21ページをごらんください。

第3項河川費は665万円の増額です。これは河川総務費として、河川協会負担金が災害復旧工事増に伴う河川協会負担金の増額と、河川維持費として、田代排水機場水位計及びセンサーの取り替えに伴う修繕料の増額、小規模施設修繕業務委託料の増額、田代排水機場点検業務委託料の増額、重機借上料の増額をお願いするものです。

22ページをごらんください。

第4項住宅費は220万9,000円の増額です。これは高郷団地の浄化槽曝気用ブロワ交換工事費の追加をお願いするものです。

22ページ、23ページをごらんください。

第9款第1項消防費は592万1,000円の増額です。これは常備消防費として、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の変更交付申請に伴う財源更正です。非常備消防費として、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の変更交付申請に伴う財源更正及び消防団員の安全装備品購入経費に対し消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金を充てるよう財源更正をお願いするものです。消防施設費として、青部バイパスと県道川根寸又峡線との接続道路工事に伴う防火水槽及び火の見やぐら移設に関する防火水槽用地登記手数料の追加、防火水槽及び火の見やぐら移設工事費の追加、防火水槽移転用地購入費の追加、同用地の茶樹補償金の追加をお願いするものです。災害対策費として、デジタル移動通信システム設備設計業務委託料の減額及び局舎建築に係る地質調査業務委託料の追加、防災行政無線のデジタル化に対する経費について緊急防災・減債事業債を借り受けるための財源更正をお願いするものです。

23ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は22万6,000円の増額です。これは普通地方交付税決定に伴うまちづくり基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正と教育相談員不在に伴う教育相談員報酬の減額、臨時職員の賃金の追加をお願いするものです。

23ページ、24ページをごらんください。

第4項社会教育費は32万6,000円の増額です。これは生涯学習推進費として、生涯学習推進事業交付金について、各地区の事業量及び事業費の増に伴う交付金の増額です。文化会館運営費として、普通地方交付税決定に伴うまちづくり基金の繰り入れ取りやめにおける財源

更正をお願いするものです。

24ページをごらんください。

第5項保健体育費は、普通地方交付税決定に伴うまちづくり基金の繰り入れ取りやめにおける財源更正をお願いするものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は500万円の増額です。これは昨年度の台風15号による災害に係る経費です。林道寺沢線災害復旧工事に伴う残土処理場整備工事費の増額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第9款地方交付税、第1項地方交付税は4億2,129万8,000円の増額です。本年7月に普通交付税が決定し、本町分は26億2,129万8,000円の交付となりますので、当初予算額との差額分の増額を今回全額計上するものです。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金は25万5,000円の増額です。これは町有施設である2地区の集会所修繕工事に係る負担金です。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は11万3,000円の増額です。これは地域住宅支援総合交付金の追加です。

10ページをごらんください。

第14款県支出金、第2項県補助金は1,804万2,000円の増額です。これは民生費県補助金として、高齢者等見守りネットワーク事業に充当するため、地域支え合いづくり事業費補助金の追加です。農林水産業費として、しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金の補助単価改正に伴う増額です。商工費県補助金として、観光景観保全森林整備事業費に充当するため、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金の増額です。土木費県補助金として、TOUKAI-0総合支援事業費補助金の増額です。消防費県補助金として、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の変更交付申請に伴う補助金の調整です。

11ページをごらんください。

第3項委託金は10万4,000円の増額です。これは中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例の制定を求める静岡県条例制定請求者名簿の審査に伴う事務交付金の追加です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は616万1,000円の増額です。これは介護給付費返還金及び地域支援返還金の町負担分の繰入金の増額です。

11ページ、12ページをごらんください。

第2項基金繰入金は3億1,055万8,000円の減額です。これは今回の補正において一般財源の調整による財政調整基金繰入金及びまちづくり基金繰入金、社会福祉基金繰入金の減額と長島ダム水源地域振興費補助金交付要綱に基づく長島製茶工場の屋根修繕工事に対する補助金に係る長島ダム水源地域振興基金繰入金の取り消し分の増額です。

12ページをごらんください。

第19款諸収入、第5項雑入は841万8,000円の増額です。これは地区集会所の耐震化工事に伴う静岡県市町村振興協会コミュニティ施設改修事業助成金の増額と青部バイパスと県道川根寸又峡線との接続道路工事に伴う防火水槽及び火の見やぐら移設に関する県からの移転補償金の追加、消防団員の安全装備品購入経費に対し消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金の追加です。

13ページをごらんください。

第20款町債、第1項町債は3,750万円の減額です。これは緊急防災・減債事業債については、防災行政無線デジタル化工事に伴う経費に係るものと、普通交付税決定に伴う臨時財政対策債の発行可能額の決定による減額です。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般4ページをごらんください。

役場本庁舎電話機器更新に伴い機器の保守業務委託契約をお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般5ページをごらんください。

防災行政無線デジタル化工事に伴う経費に係る緊急防災・減債事業債1,250万円の追加と臨時財政対策債の起債限度額を3億円に減額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

金曜日に全協がありまして、終わったのも7時ごろということで、土・日、行政お休みで、昨日1日だけの準備で通告を一応はしたんですけれども、なかなか調べて通告というだけの時間がなくて、調べる時間がなかったもんですから、再度通告し直したりということで、課長さんたちにも大変御面倒をおかけしました。その上で、8点ほど質問をさせていただきます。

まず一つ目は、18ページの6-2-2 林業振興費、13節委託料の細節5、景観保全森林整備事業業務委託料904万8,000円に歳入の14-2-5 商工費県補助金の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業補助金909万4,000円を充てるというふうになっていますけれども、これは補助金の目的から外れはしないかということを確認したいのですが、よろしく願いします。

そして、どのように使うのか、算出根拠なども通告してあります。よろしく願いします。

それから、2点目ですけれども、19ページの6-2-5 林道費、14節重機借上料1,000万円について、当初予算で768万円、6月補正でも750万円増額して、約1,500万円の予算があるんですけれども、説明では、台風4号などでほとんど使って、120万円くらいしか残っていないという説明でしたけれども、この借上料の支払いの計算はどのようにされるのかお聞きします。

それから、3点目ですけれども、19ページの7-1-2 商工業振興費、19節売れるものづ

くり支援事業費補助金168万8,000円について、当初予算で100万円計上してありましたけれども、大変好評との説明でしたが、これまでどんな事業にどれだけの補助をされたのかお聞きします。また、売れぐあいの見通し、効果などわかりましたらお願いいたします。

4点目ですけれども、20ページ、7-1-8のもりのくに修繕料50万円は空調修繕料ですけれども、その修繕の内容について、どのような修繕をされるのかお聞きいたします。

それから、5点目ですけれども、20ページ、8-1-1土木総務費の13節委託料、TOUKAI-0 専門家診断委託料22万5,000円について、当初予算でも22万5,000円計上してありますが、昨年の当初予算では45万円、補正でも45万円増額をして20件の実績があったわけですけれども、これに比べると今年度は半分しか計上されていない、今回の補正を入れても半分にしか到達しないということで、本年度の見込みを少なくしている理由は何なのかお聞きいたします。

それから、耐震補強工事、この専門家診断をやった後、耐震補強工事に進むのはどれくらいなのか、最近の実績でわかったら教えてください。

6点目ですけれども、21ページ、8-4-1町営住宅等管理費、13節工事請負費220万9,000円の積算根拠について説明をお願いいたします。

それから、7点目、23ページ、10款1項3目の1節報酬で、教育相談員報酬の16万8,000円減額についてですけれども、9月分までの半年分を減額するもので、探したけれどもなかなか見つからなかったという説明だったんですけれども、時給が条例にもあるんですけれども、あ、条例には時給までは決めてないですね。時給が875円ということで、非常に責任が重い任務に対する時給としては余りにも安過ぎるのではないかと思います。これは当初予算で議論すべきことだったのかもしれませんが、こうやって探しても人が見つからないということで気がついたんですけれども、この教育相談員というのは、規則に青少年の健全育成を図るために教育委員会事務局に置くというふうにしてあります。半年間不在だったということで、これからもどれくらい不在になるのか、すぐに見つかる当てがあるのかどうかわかりませんが、その不在の間の対応はどのようにされているのかお聞きします。

また、全協で私は、先生方の悩みを聞く任務をされているというふうに勘違いして質問をしましたけれども、そうではないということで、条例を見て気がつきましたけれども、先生方の悩み、今大変社会的な問題になっておりますけれども、そういう相談などへの対応はどのようにされているのか。また、月1回、県よりスクールカウンセラーが見えて対応されているという説明もありましたけれども、このことで先生方への対応ができるのかどうか、その点もお伺いいたします。

最後の質問ですけれども、24ページの11-1-2 林業施設災害復旧費、15節の工事請負費500万円の増額なんですけれども、増額の理由と積算根拠をお聞きいたします。

6月の補正で1億1,210万円増額しておりますけれども、この中に寺沢線残土処理場を元

小学校跡地に造成するための予算が570万円あるというふうに聞いていましたけれども、今回河川への流出を防ぐ工事などによる500万円の増額をするという説明でした。どういう工事に必要なのか、積算根拠について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） それでは、答弁をお願いしますけれども、産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 御質問のまず1点目の6款2目林業振興費について、御質問の内容についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、商工費県補助金を財源とした景観保全森林整備事業は、歳入を商工費、歳出を林業振興費に予算を組んでいるものであります。県の補助金の目的が雇用を創出する目的の事業で、その雇用による事業自体が景観保全森林整備という林業のくくりで実施されるということから、町としてはこのような予算繰りをさせていただきました。

どのように使うかというようなことでございますけれども、新たな雇用をもって主要道路周辺を中心に、景観形成に資する森林の整備を実施するものであります。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 款の順番でいくつもりでございますので、建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、建設課関係の御質問につきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、6款2項5目の林道費、14節重機借上料でございますが、この支払い計算はどのようにするのかという御質問です。

重機の借り上げにつきましては、ダンプ、トラックやバックホー等の大型の重機を所有をしております町内の業者と重機の種類ごとに1時間当たりの単価契約を締結をしております。役場から作業場所や作業内容を業者に連絡をいたします。そして業者からは、作業終了後、作業状況の写真とあわせまして報告書を提出していただきまして、精算を行っております。

次に、8款1項1目土木総務費の関係です。13節の委託料、TOUKAI-0 専門家診断委託料の関係で、今回22万5,000円の増額はさせていただきますけれども、本年度当初予算22万5,000円と合わせても昨年度の実績と比較して半分しかない理由は何か。また、耐震補強工事まで進むのはどのぐらいかという御質問ですが、TOUKAI-0 専門家診断につきましては、社会資本総合整備計画という計画がございますが、この中で5カ年間の年度別事業計画を定めております。その計画に沿いまして当初予算に計上をしております。その計画によりまして、昨年は10件、本年度は5件という当初予算でございました。

本年度の実績ですけれども、当初予算5件ということでしたが、既に5件の申し込み者がありましたので、新たに今回5件の追加をお願いするものでございます。

次に、耐震診断を受けて補強工事まで進むのはどれぐらいかという御質問でございますが、実際の補強工事まで進む方は非常に少ないというのが現状で、最近の実績で言いますと、平

成22年度が5件、平成23年度が1件、本年度は5件の耐震診断を実施いたしましたけれども、その中で、現時点での耐震工事の希望者はございません。

次に、8款4項1目町営住宅等管理費でございますが、15節工事請負費220万9,000円の積算根拠という御質問ですが、今回の工事請負費220万9,000円の増額についてでございますが、これは高郷住宅団地の浄化槽ブロワの取り替え工事に伴いますもので、内容はブロワ2基の取り替え工事、それと現在ブロワが水中式となっております、日常の点検が非常にやりにくいということで、今回、地上式に変更をしたいと計画しております、これらに対します費用でございます。

次に、11款1項2目林業施設災害復旧費でございますが、15節工事請負費500万円の増額について工事内容の説明をという御質問ですが、今回の500万の補正につきましては、林道寺沢線の災害復旧工事に伴います残土処理場整備工事によるものでございまして、6月定例議会で570万円の補正を行いまして、今回新たに500万円の増額補正をお願いするものでございますが、施工箇所は壱町河内地区の元小学校跡地になります。

この施工箇所でございますけれども、県が指定をしてあります砂防指定地ということになっております。残土処理場として整備するためには県との協議が必要ということで、島田土木事務所と協議を行いました。その結果、土砂の流出の危険がないよう十分な締め固めを行い、法面保護工事を実施することという指導を受けました。この指導を受けまして、今回大型ブルドーザーにより締め固め工事と法面の緑化工事、それにあわせて土砂搬入口の町道の舗装で土砂搬入のためのダンプがたくさん通りまして、舗装が傷んでしまいましたので、舗装の復旧工事をあわせて今回実施したいということで、増額の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 御質問の7款1項2目商工観光費、19節売れるものづくり支援事業補助金について、これまでの実績と効果についての御質問ですが、平成22年度はフレーバーティーとスイーツの開発に48万7,000円の補助を行いました。

フレーバーティーとスイーツは、県庁や空港などへの展示や、商工会全国物産展など各種の機会に販促活動を行い、販路確保が少しずつできている状況です。

スイーツにつきましては、個店販売で固定客もでき始めているという報告を受けております。23年度の事業は、千頭温泉を利用しました設計に42万7,000円、ゆず組合によるゆず関連食品の開発に54万5,000円の補助を行いました。設計につきましては1,400個製作し、現在1割程度売れているという状況です。ゆず関連食品につきましては、飲みきりゆずを2,000本、そのほかポン酢2種類、ゆず味噌をそれぞれ300個から600個ほど製造し、コンビニ等に出荷しております。出荷予定のすべてを出荷しておると聞いております。

今後のゆず関連食品につきましては、加工用の食材を町内の他の農家から調達し、製造す

る予定でありますので、今後、他の農家への経済効果が波及していくことが期待できる状況になっております。

次に、7款1項8目もりのくに修繕料50万円につきまして、現在5件の修繕費84万3,000円を支出しております。今回、厨房の空調機の不調のためコンプレッサーなどの部品交換と冷媒の補充費用が不足となったため、今後予想される修繕費用と合わせて50万の増額をお願いするものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大村敏正君） それでは、10款1項3目の教育諸費の関係で、教育相談員の報酬の減額という補正を上げさせていただきました。その関係で、相談員の報酬の単価のこの質問であるかと思えますけれども、その単価につきましては、当初組まれた単価ということで御理解いただきたいと思えます。

今後、25年度の当初を予算編成する際には、他の報酬との絡みを考えながら、今後検討していきたいと考えております。

次に、規則に青少年の健全育成を図るためというところの質問で、不在の期間の対応はどのようにしていたのかという質問でありますけれども、事案等々は今年度ありませんでした。教育長と私で対応するというところで考えておりました。

3番目ですけれども、先生方の悩みや相談などへの対応をどのようにしているのかという御質問ですけれども、一般教職員からの相談は、それぞれの学校ごとの管理職、校長、教頭が行っているということです。学校内に悩みや相談を受ける教員をそれぞれの学校で定めているということで、男性1名、女性1名ということでそれぞれの学校ごとに定めているということでございます。

それと、月一度、県よりスクールカウンセラーが来て対応しているという関係の質問で、先生方への対応もあるのかというところでございますけれども、スクールカウンセラーの事業につきましては、月一度それぞれの学校の方に訪問されまして、対象は特に限定しておりませんので、生徒・児童、保護者あるいは先生という形で、その中にも先生が含まれているということでもありますので、そんなことで御理解ください。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

1点だけ再質問させていただきます。

最初の林業振興費、13節の委託料についてですけれども、算出根拠と、どのようにこの補助金909万4,000円が使われるのかという質問をしましたら、景観保全のための森林整備ということで、大まかなお答えだったものですから。それにしても予算の計上の仕方が904万8,000円という細かいところまで出ているものですから、何か計画があるのかどうか。どの

ようにこういう金額が出されたのかについて、もう少しわかりやすく説明をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 算出の根拠ですけれども、議員御指摘のとおり、細かな設計をもって設計しています。新規雇用については4名分というような形で、人数分と、あと監督者とか、その他もろもろの人数も合わせて909万4,000円という金額にさせてもらっております。今、その詳細な設計書をちょっと持っていませんので、もしあれでしたら、後々御説明したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 2番、中澤です。

10款1項3目教育総務費の7節賃金の臨時雇い賃金につきまして質問をさせていただきます。

過日、全協の方で教育長の方の説明の中で、10月から指導主事を週2日間、1日8時間で、単価875円ということで雇用をしていって、平成25年度には学校教育、学力の向上、人格形成ということで本格的に雇用していきたいという説明がございましたが、この辺について指導主事の先生を10月からというそのめどが立っておるのか、どのような方を雇用していこうとしているのか、その辺について伺わせていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 教育長。

○教育長（杉山広充君） 過日、指導主事という言葉は出していないと思いますが、私の方では指導主事という言葉は出していないと思います。

10月からの臨時雇いですけれども、今のところ教育総務課の勢力アップのために事務的な臨時職員を考えております。いいでしょうか。指導主事ではありません。

ちょっと申し上げますと、指導主事という言葉はありますけれども、教育の経験がある、例えば教員の経験があるとか、現職の教員とか、そういう人は指導主事になることができますけれども、それ以外の方は難しいことが法的にはあります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大村敏正君） 全協のときに今議員が言われた指導主事という言葉のことは、今教育長が言われたように全然言ってないということでもありますけれども、言っております。19条の第2項に市町村教育委員会の事務局には指導主事、その他の職員を置くことと定められているということで、榛原地区の牧之原市では4名、吉田町では2名の学校勤務経験者を置いているというところの説明の中に指導主事という言葉が、この前の全協のときには出ているかと思いますが、今教育長の言われたように、事務的な指導主事を10月から置くということは言っておりません。事務的な臨時雇い上げの賃金をお願いしたいということで、そういう説明の経緯の中に指導主事という言葉が入っていたかと思いますが。

以上です。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ただいまのことに行政側としてもちょっと補足で言いますと、教育長が申し上げたのは当面の課題の中、それから来年度以降の取り組みの中で指導主事というものがあると。ただ、今回の補正については、先ほどの説明のとおり、現状の中でいわゆる各学校間との連携をより強化するというのと、それから、以前、文化会館にあった事務所が支所の方へ移っている間の中、非常にそういう事務的なものの中でも整理できない部分があるということで、それらを総合的に整理して、より機能を強化させたいという中の臨時職員であるということで御理解ください。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第4号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩します。

再開は10時40分です。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第9 議案第48号 平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(板谷 信君) 日程第9、議案第48号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第48号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,298万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,488万5,000円としたいものです。

これは前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金についての精算です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護4ページをごらんください。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は611万6,000円の減額です。これは当初予算において介護給付費準備基金積み立てを予定しておりましたが、積み立てを取りやめたための減額です。

第7款諸支出金、第1項繰出金は616万1,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

第2項償還金及び還付加算金は9,294万円の増額です。これは前年度の介護給付費及び地域支援事業分の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護3ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は2,898万9,000円の増額です。返還金等の財源として基金を取り崩すものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は6,399万6,000円の増額です。前年度歳計剰余金が決めたことによる増額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

社協の不正受給事件がありまして、3月の補正で3,973万3,000円戻されたと聞いていますが、今回の補正でそれが国、県、一般会計などにくんだと思いますけれども、どこに幾ら返還になるのか。どういう処理がされたのか。系統的にきちんと報告を議会は受けていませ

るので、その内容報告をお聞きしたいと思います。

それから、歳出の方ですけれども、7-2-2の国県支出金等返還金の23節償還金利子及び割引料の細節6の国県支出金等返還金8,063万9,000円についてですけれども、変な質問をしましたけれども、全協のときにどなたかが、例のものが4,000万円も入っているという話をちょっと耳にしました。どういうふうな計算になっているのかお聞きいたします。どういうふうな計算というのは、国・県返還金の8,063万9,000円の中身についてどういう計算になっているのかお聞きします。

それから、細節7の支払基金等返還金の1,230万1,000円についても、同様に積算根拠の説明をわかりやすく求めます。

それから、7-1-1の一般会計に戻す616万1,000円は前年度精算とのことですが、国や県支払基金に戻すものに比べて非常に少ないんですけれども、なぜこういう計算になったのか、この積算根拠についてもお聞きいたします。

それから、歳入の7-2-1介護給付費準備基金繰入金2,898万9,000円について、繰越金6,399万6,000円とありますけれども、この両方を使わないと返還金の財源として足りないということで基金を取り崩すものになったわけですが、基金は、本来3年ごとの事業計画の最終年度には全額取り崩すというのが原則で、給付見込みが少なく、残ったものは次の計画で全額入れて保険料を算出するということになっています。全協で、お名前申し上げて申し訳ありませんけれども、副町長が、基金は3年で使うものだから今回の1回目の取り崩しのことがちょうどいいと言われたのかどうかわかりませんが、言われましたが、第5期事業計画を見ますと、準備基金の取り崩しは3年間で580万円しか計上されていません。このように返還に取り崩しても、今回は1,600万円以上、決算額から見ると、23年度末の額から見ると残っているわけですね、現在。これを見ますと、保険料を結局、24、25、26の3年間の計画を立てるときに高く見積もられてしまったのではないかというふうに思いますけれども、どのように考えるか御答弁をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 1番目の質問からお答えいたします。

平成23年度中の介護給付費の不正請求に係る介護給付費の返還金ですけれども、3月の補正額は3,973万3,000円でしたが、補正後に町の社会福祉協議会より介護報酬自主点検に係る介護給付費返還金と高額介護サービス費、また不正請求に係る高額介護サービス費分が返還されましたので、合計額で4,133万2,007円になりました。補正後の返還加算分の額ですけれども、介護報酬利子へ点検に係る介護給付費返還金分が123万1,109円、それから介護報酬利子へ点検に係る高額介護サービス費分が1万5,355円、それから不正請求に係る高額介護サービス費分が34万1,289円です。

議員より御指摘がありましたとおり、返還金の全額が町の介護保険会計に収納されるわけではありませんが、国・県支払基金に返還する必要があります。これは国・県支払基金から

の交付金等は介護給付額に応じた割合で算出され給付されるため、今回23年度の給付額から返還金額を差し引いて精算することになります。その返還額ですけれども、国が826万2,411円、県が517万491円、支払基金が1,239万9,602円、調整交付金が386万4,543円となりまして、合計で2,969万7,047円になります。国・県支払基金につきましては、この精算額が返還金になり、調整交付金は平成23年度中に精算されていますので、平成24年中の返還はありません。残りの1,163万4,960円につきましては町への返還金となります。町一般会計へは516万6,501円、町介護会計へは646万8,459円となります。

なお、町の介護会計の646万8,459円につきましては、平成23年中に精算されているために、24年中の返還等はありません。

それから、2番目の質問ですけれども、7款2項2目の国・県支出金等の返還金ですが、この返還金には介護給付費の交付金等の返還金と地域支援事業交付金の返還金の2つの返還金があり、その2つの合計額となります。まず介護給付費分ですが、国・県支払基金、町繰入金のそれぞれに負担割合が決まっています。さらに、国と県の負担金は施設費とその他の給付費の2つでさらに分けられまして、それぞれの負担金の割合が違います。その負担割合ですけれども、国の施設費が15%、その他が20%、県は、施設費が17.5%、その他が12.5%、支払基金30%、町の繰入金が12.5%となっております。

負担金は介護給付費に対する割合で支払われますので、平成23年度は施設費分が4億7,799万3,851円、その他分が4億7,126万3,647円で、合計額、平成23年度の介護給付費は9億4,925万7,498円でした。本来であれば、この給付額をもとに各負担割合で各負担額を算出して精算するわけですが、平成23年度は町社協等より介護給付費の返還がありました。施設費分で7万9,814円、その他分で4,125万2,193円あり、合計で4,133万2,007円ありました。その返還金を介護給付費の実績額からそれぞれ差し引いた額、施設費分が4億7,791万4,037円、その他分が4億3,001万1,454円で、合計額が9億792万5,491円となり、その額で精算することになります。

次に、地域支援事業及び包括的支援事業分ですが、これは町の行う事業の国・県補助金の精算分となります。

続きまして、3番目の御質問ですが、一般会計に返還する金額が国・県支払基金に比べて少ない理由といたしましては、国・県においては年度中見込んだ給付費で申請をして交付を受けております。町の繰入金は給付費実績で繰り入れられるため低くなっています。なお、平成23年度の町返還金は社協等の不正請求に係る分のみであります。また、給付に対する割合が少ないためであります。給付費の介護予防事業が12.5%、包括任意事業が20%であります。

それから、次に616万1,000円の内訳ではありますが、給付費の収入済額は1億1,865万7,187円、決定額は1億1,349万686円で、516万6,501円の返還額であります。地域支援事業の介護予防事業費の収入済額は98万1,100円、決定額は56万1,142円で、41万9,958円の返還額であ

ります。包括任意事業の収入済額は396万3,793円、決定額は338万8,601円で、57万5,192円の返還額であります。

それから、4番目の質問ですが、平成23年度末の準備基金の残額が1,883万7,007円、それと23年度の積立金が2,666万5,901円で、合計で4,550万2,908円となります。24年度の返還金の支払いの内訳ですが、準備基金が4,550万2,908円、それから返還金が3,510万5,995円ですので、それを引きまして1,039万6,913円の残額となります。基金残金は、平成23年度の給付実績9億4,925万7,498円の1%相当でありますので、過剰な基金の残金とは考えておりません。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに、10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 全く書き取ることができなくて、ただいまの答弁は何か読んでいるというか、議事録が出てくるのはかなり後だと思いますので、何か今の答弁をわかりやすく説明したものを配付していただけるでしょうか。

それと、最後に基金の残高が23年度末に4,550万円あるので、約ですけども、返還金3,510万円を引くと1,039万円残るというふうなことを言われましたけれども、なぜ返還金が3,510万円なのか、全く課長が答えてくれる数字が追えなくて、最後のところだけ耳にとまりましたので、その点が非常に気になりました。

そして、過剰な残高ではないというふうに答えられましたけれども、課長は介護保険事業計画をつくるときに、私言いましたよね、今ね、1回目の質問で、3年間で支払準備基金取り崩せるのは580万円しか計上してないわけですよ。それで、それをもとに3年間の給付に必要な額を計算して、それを財源として引いて、あといろいろなもの、入る見込みを引いた残り、保険で徴収しなければならない金額はこれだけだよということで保険料を決めたわけだから、そこが基金が、私が言った1,600万円もなかったけれども、課長が言われるには1,039万円残っているということであれば、もう本当は既に、今決めた、値上げをした保険料で1年目は余るわけですよ、事業をやっていくと。当然余っていく。それを基金に積んでいって、2年目に半分取り崩して、3年目で全部取り崩してゼロになるという計画を立てているわけですから、私は当然、過剰な基金の残高だと思うんですけども、そこはどんなんですか。

○議長（板谷 信君） じゃあ、基金の部分に限っての質問。答弁をお願いします。基金を残している部分について。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 全協のときにも申し上げたんですけども、確かに理論上、鈴木議員が言われるように介護保険事業というのは3カ年が一つの計画年度であって、前期の計画が21、22、23の3カ年、今回は、24年度からは第5期の24、25、26ということになるわけですね。その中で基金というのは、今言われたように、原則として、前期の場合、21、22、23のところ、最初の年度ではいわゆる右肩上がりの給付がなされるという想定のもとでは、

その余剰というんですか、その単年度の余剰部分を積み立てて、最終年度の上がった部分へ充当していくと、で差し引きゼロになるよということであるんですけども、全協のときにも担当にもちょっと僕も質問した中にありましたように、この第4期の当初のときに1,800万ほどの基金があったと。これが繰り越されたと。今回、21、22、23の取り崩した中で、最終的な返還調整とかいろいろされた中で1,040万ほどの、正確に言うと1,039万6,913円、これが23から、4期のところから5期のところへ繰り越された基金だと。ただ、繰越金は全く精算で調整ゼロになってしまうものですから、繰越金の解釈をするのか、基金の解釈をするのかという会計ではそういう解釈になってくるんですけども、いずれにしても前期の4期から5期中でこの金額が繰り越されたという事実がございます。

その中で、御質問の中にあつた580万ほどの基金を取り崩すというのがありましたけれども、これはいわゆる24、25、26の3カ年の5期中でこの部分が不足するから、それは基金が繰り越されてくるもんだらうという想定もあつたかと思うんですが、その中で取り崩して充当していくというものでありますので、若干ながら、その1,040万から580万を引きますと460万ほどの余力はありますよということにはなりますけれども、そういう状況であるということをごまかす御理解いただきたい。

それから、担当が申し上げたのは、給付に対して1%ほどの基金でありますので、これは繰越金という解釈をするのか、基金が繰越金の意味合いを持って繰り越されたという解釈をするかというようなことでもありますけれども、年度の切り替わりにおいて約1%ほどの留保が、財源があつたという解釈をして、このぐらいいただければ引き継ぎの中では運用がスムーズにいく額ではないかということで、過大な留保財源ではないよというようなニュアンスで申し上げたのかと思うんですけども、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、基金が400万ぐらいしか余力がないよというふうな話ですね。引き継がれた、実際3年間の事業の中で使える分というのは、23年度から24年度の第5期のときにある基金は450万ぐらいでしょうと。それで、それは3年間の中で、580万を計画の中で取り崩すことにしていますよね。だからそれを入れて、今の保険料で3年間見れるから、そのとおりになれば450万ぐらいは余る、基金が残るだらうという、そういう説明なんですね。やっぱり私は、今回のを見ても、国、県、町へすごい大きな返還金が出ていますけれども、その中にどれくらいペナルティーの部分の返還が入っているのかは、ちょっとよくわからなかったんですけども、結局、精算による返還ということでは前年度の見積もりというんですか、請求というんですか、利用が、見積もったほどにはなかったということで、結局サービス使わなかった部分が返還になったんだよということではないかと思うんですけども。

そうすると、やっぱりそこで計画がつくれ、そういう数字をもとにしてつくられた計画による保険料だったら、私はやっぱり今の保険料はもう少し下げる余裕があると思うんです

けれども。見積もりも多目になっているだろうし、基金も450万余分にあるよということで、その部分で保険料を下げることは可能ではないかと思うんですけど。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。

○副町長（小坂泰夫君） まず、先ほどの返還金云々の話ですけれども、2つの繰り越し等で、基金取り崩し等が含まれているという御理解をいただきたいんですけども、一つは給付に対するものですね、この前全協でも申し上げましたように、21、22の給付が非常に伸びておったと、前期の計画値に対してですね。そういうことで、23年度に対しては概算交付のような歳入ですね、こういう形で持ったものが、全体給付、23年度は約1%ほど余分というんですかね、そういう形で概算交付をされた。その交付に対して、当然次の年度に精算として返還しなければならないですね。これが返還ができないとなれば繰上充用の形で翌年度部分を食うというような形になってくるんですけども、それは会計上の問題として。まずその問題と、今回は社会福祉協議会の過誤請求という部分があって、その部分を包括したものですから非常に大きな金額になったんですけども、ただ、その部分等も含めた中で、非常に繰越金が大きく出たということもあります。

そういう中において、基金で残すか、基金を全部崩しちゃって繰越金として残すか、その手法論というものもあるんですけども、今回とにかく繰越金は全額精算に回して、基金は運用上有利というところもあるものですから、少しでも有利と。最終残る部分は基金として、一応23から24へ引き継いだということなんで、これが1,040万円ですよね。ただ、これは繰越金で残すという方法論もあるんですけども、原則は4期と5期というそれぞれ独立した中においては、最初積み立てて、最後に全部崩してゼロにするという原則論はありますけれども、いわゆる繰越金が基金の方へ名目的に借りているというふうな理解をしていただければいいんですけども。

24から26の第5期の中では580万の取り崩しが計画されているんですけども、この1,040万からその3カ年の取り崩しを差し引くと460万何がしの数字が残るんですけども、その分は、いわゆるシミュレーションの中から少し外れたということであるんですけども、それが、じゃそれは保険税に転嫁すれば少なくなるんじゃないかと、理論上はそのとおりであるんですけども、ただ、それがどの程度の効果があるかどうかというのはなかなか難しい話で、逆に言うと、それはある程度シミュレーションとしては非常に近い位置にいったんではないかというふうに担当は考えているということであるかと思います。先ほどの適当という部分はね。そういうことにも理解いただきたいんですけども。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第48号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第49号 平成24年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(板谷 信君) 日程第10、議案第49号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第49号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,094万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,844万6,000円としたいものであります。

これは、現在、いやしの里診療所は常勤医師が不在のため、水曜日2時間、木曜日、金曜日1日、土曜日半日を県立総合病院より医師を派遣いただき運営しておりますが、10月以降も引き続きその運営をお願いするよう調整をしておりますので、そのために必要な経費について補正をするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は1,094万円の増額です。これは県立総合病院よりの非常勤医師の報酬の増額、遠隔診療支援分の臨時職員賃金の増額、医師住宅に係る灯油代、光熱水費の増額、医師募集に係る広告料の増額、県立総合病院からの医師送迎のタクシー使用料及び医師住宅の家電・家具等のリース料の増額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は1,094万円の増額です。これは今回の補正に係る経費を繰り入れるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 歳出の1-1-1の7節賃金で112万5,000円増額になっています。

遠隔診療体制支援の臨時職員を雇い入れるということで4万5,000円掛ける12回分というふうな説明がありましたけれども、この雇い入れる方は医学的知識が必要なのかどうか、ある人を雇われるのか。それとも単に事務だけということで素人の人でもいいのかどうかお聞きします。

そして、もし計画があるんだったらというか、もう大体どこのだれにどのようなことをしていただくというふうな予測というか、内々の話が進んでいるのかどうか、そのようなことを想定して、さきのどのような事業内容で、どのような資格が必要かとか、要らないのかということをお答えいただきたいと思います。

それから、これから半年間で25回ということですが、1回を何時間働いていただいて、週何回勤めていただくのか、その回数についてもお聞きします。

それから、12節の役務費の広告料280万円についてですが、医事情報と日経メディカルに広告を追加、継続だと思いますけれども、するよさだという説明だったんですけども、その内訳と、それから今後、これまでの半年間で見つかるのではないかと期待していたお医者さんが見つからないということで、非常に重大というか深刻な状態になっているわけですが、医師招聘の見通し、それから今後の計画というんですか、どういうふうにしてお医者さんに来ていただくのか、清水先生へのお願いの内容など、わかることを説明してください。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） 最初の1点目ですが、賃金で112万5,000円増額は遠隔診療所に対する臨時職員4万5,000円掛ける25回分のことだが、医学知識のある人を雇うのか、素人でもできるのか。また、どこのだれに、どのようなことをしてもらうのかという点ですが、いやしの里診療所と県総合病院は今現在、遠隔診療支援事業を行っております。この予算につきましては遠隔診療支援に伴う県立総合病院の医師、循環器科医師1名、整形外科医師1名、合計2名の賃金ということになります。

それから、どのようなことというような話ですが、遠隔診療支援は川根本町いやしの里診療所と県立総合病院が取り組んでいますインターネットを活用した専門科目の診療です。県立総合病院といやしの里診療所にビデオ会議システムが導入されていますので、県立総合病

院では専門家医師が、診療所では患者の方がカメラつきのテレビの前に座わり、画面に映った相手の顔を見て会話して、県立総合病院の専門医師が事前に届いていますカルテや診断画像を見ながら、体のぐあいや薬の効きぐあいを問診するというものでございます。

診療科目につきましては、循環器が毎週木曜日午後2時から午後5時まで、それから整形外科であります。毎月第4金曜日午後2時から午後5時までになっておりまして、1回の診療時間は3時間ということになっています。25回につきましては、4月から9月までの見込みが28回の予定です。それから、10月から3月までが31回、これは循環器が25週掛ける週に1回です。整形外科が一月1回です。合計31回の診療を予定しています。年間で51回の診療となります。

当初予算で34回分を計上させていただいてありましたので、今回、遠隔診療に必要となる回数分25回分を計上させていただいたというものでございます。

それから、12節役務費280万円の内訳ですが、一つ目は、医師の専門誌「医事新報」への掲載です。9月からの予定です。1回の掲載に8万3,265円、これを月4回で5カ月分166万5,300円、それから医事新報ウェブ版というのがありますが、この掲載が、1回の掲載に525円かかります。これを月4回で5カ月分、合計1万500円です。それから、2つ目の医師の専門誌であります「日経メディカル」への掲載ですが、1回の掲載に18万9,000円かかります。月1回の掲載を6回分予定しています。合計で113万4,000円。合計で281万円をお願いするものでございます。

医師招聘の見通しと今後の計画ですが、5月から医師の確保に向けて医師募集を行ってまいりました。残念ながら、御就任いただける医師の確保はできませんでした。平成25年度当初からの医師確保のために、今回の補正予算で医師募集広告料を計上させていただきました。医師専門誌の広告を行って医師確保を図っていきますが、あわせて、医師の中には地域医療に興味を持っているグループがあるということでもありますので、いやしの里診療所の現在の管理医師の御助言やお力添えをいただきながら、そのような方々への働きかけや直接訪問を行いたいと考えているところです。

また、5月から7月に医師募集させていただきましたが、その中に地域医療に関心のある医師もおられましたので、その方へも働きかける予定です。

なお、いやしの里診療所医師については、県立総合病院院長に町長が行っていただきまして、10月以降の勤続勤務についてお願いし、大筋で同意いただいておりますので、医師が途切れないように進めているところでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第49号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 認定第1号 平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第12 認定第2号 平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第13 認定第3号 平成23年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第14 認定第4号 平成23年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 認定第5号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第6号 平成23年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第7号 平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(板谷 信君) 日程第11、認定第1号、平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、認定第7号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長、渡邊君。

○会計管理者兼出納室長(渡邊 清君) それでは、認定第1号から認定第7号まで一括御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度川根本町一般会計並びに各特別会計の認定をお願いするものであります。

まず、平成23年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。決算書の一般1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款町税は、収入済額13億3,330万9,000円で、前年度対比4,506万6,000円で、3.28%の減となりました。収入減の要因は、町民税、入湯税の減によるものです。不納欠損額は112万8,000円、収入未済額は6,101万9,000円であります。

2 款地方譲与税は、収入済額5,956万2,000円で、前年度対比165万2,000円、2.7%の減となりました。

3 款利子割交付金は、収入済額235万5,000円で、前年度対比56万9,000円、19.46%の減となりました。

4 款配当割交付金は、収入済額142万9,000円で、前年度対比10万5,000円、7.93%の増となりました。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額40万6,000円で、前年度対比8万1,000円、16.63%の減となりました。

6 款地方消費税交付金は、収入済額8,632万3,000円で、前年度対比114万2,000円、1.34%の増となりました。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額1,716万3,000円で、前年度対比347万7,000円、16.85%の減となりました。

8 款地方特例交付金は、収入済額1,763万2,000円で、前年度対比135万3,000円、7.13%の減となりました。

9 款地方交付税は、収入済額27億2,693万5,000円で、前年度対比1,541万1,000円、0.56%の減となりました。

10 款交通安全対策特別交付金は、収入済額131万8,000円で、前年度対比10万8,000円、7.57%の減となりました。

11 款分担金及び負担金は、収入済額が3,673万5,000円で、前年度対比498万円、15.68%の増となりました。児童福祉費負担金で収入未済額が140万4,000円であります。

12 款使用料及び手数料は、収入済額6,315万2,000円で、前年度対比39万3,000円、0.63%の増となりました。住宅使用料で収入未済額が149万8,000円出ております。

13 款国庫支出金は、収入済額2億9,972万4,000円で、前年度対比2億4,573万5,000円、45.05%の減となりました。

14 款県支出金は、収入済額4億5,963万9,000円で、前年度対比6,405万6,000円、16.19%の増となりました。

15 款財産収入は、収入済額3,157万円で、前年度対比852万4,000円、21.26%の減となりま

した。

16款寄附金は、収入済額168万3,000円で、前年度対比86万1,000円、104.77%の増となりました。

17款繰入金は、収入済額1,889万4,000円で、前年度対比1,184万8,000円、38.54%の減となりました。

18款繰越金は、収入済額4億4,859万2,000円で、前年度対比2億2,370万7,000円、33.27%の減となりました。

19款諸収入は、収入済額1億645万円で、前年度対比1,640万4,000円、13.35%の減となりました。収入未済額が129万5,000円出ております。

20款町債は、収入済額3億8,200万円で、前年度対比3億1,460万円の増となりました。

歳入合計60億9,187万6,000円で、前年度対比1億8,780万1,000円、2.99%の減となりました。不納欠損額175万9,000円、収入未済額6,521万8,000円であります。

続いて、歳出を御説明いたします。

1款議会は、支出済額8,611万7,000円で、前年度対比2,462万2,000円、40%の増となりました。

2款総務費は、支出済額9億6,742万8,000円で、前年度対比3億5,617万1,000円、26.91%の減となりました。総務管理費、徴税費、統計調査費等が主なものであります。

3款民生費は、支出済額10億8,974万6,000円で、前年度対比5,844万2,000円、5.67%の増となりました。災害救助費の増がその要因となっております。

4款衛生費は、支出済額5億7,672万8,000円で、前年度対比2,665万8,000円、4.85%の増となりました。保健衛生費及び清掃費であります。

5款労働費は、支出済額184万7,000円で、前年度対比7,000円、0.39%の増となりました。

6款農林水産業費は、支出済額4億2,613万9,000円で、前年度対比6,499万2,000円、13.23%の減となりました。林業費の減額が主な要因であります。

7款商工費は、支出済額3億1,434万9,000円で、前年度対比2,057万5,000円、6.14%の減となりました。

8款土木費は、支出済額2億6,598万7,000円で、前年度対比3,618万9,000円、11.98%の減となりました。

9款消防費は、支出済額3億4,455万3,000円で、前年度対比1,232万6,000円、3.71%の増となりました。

10款教育費は、支出済額5億1,816万円で、前年度対比3,557万1,000円、7.37%の増となりました。小学校費、中学校費が増となっております。

11款災害復旧費は、支出済額1億7,046万2,000円で、前年度対比9,925万1,000円、139%の増となりました。

12款公債費は、支出済額8億1,458万5,000円で、前年度対比3,393万3,000円、4%の減と

なりました。

13款予備費は、主に災害対策関係費に260万5,000円を流用しております。

歳出合計55億7,610万5,000円、前年度対比2億5,497万9,000円、4.34%の減となりました。

翌年度繰越額2億2,081万円、不用額は4億729万円であります。

歳入歳出差引額は5億1,577万円であります。

次に、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書、国民健康保険事業特別会計決算書1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税は、収入済額1億6,594万円で、前年度対比172万2,000円、1.03%の減となりました。不納欠損額77万8,000円、収入未済額3,501万9,000円であります。

2款使用料及び手数料は、収入済額7万4,000円で、前年度対比1万4,000円、16.09%の減となりました。

3款国庫支出金は、収入済額1億9,963万8,000円で、前年度対比250万7,000円、1.27%の増となりました。国庫負担金及び国庫補助金であります。

4款療養給付費交付金は、収入済額5,138万9,000円で、前年度対比1,153万7,000円、28.95%の増となりました。

5款前期高齢者交付金は、収入済額2億5,006万9,000円で、前年度対比2,467万4,000円、8.98%の減となりました。

6款県支出金は、収入済額4,093万4,000円で、前年度対比496万2,000円、10.81%の減となりました。県負担金及び交付金であります。

7款共同事業交付金は、収入済額9,507万8,000円で、前年度対比569万7,000円、6.37%の増となりました。

8款財産収入は、収入済額4万9,000円で、前年度対比9万9,000円、66.53%の減となりました。

9款繰入金は、収入済額9,035万3,000円で、前年度対比660万6,000円、7.89%の増となりました。

10款繰越金は、収入済額9,081万2,000円で、前年度対比1,025万1,000円、10.14%の減となりました。

11款諸収入は、収入済額221万3,000円で、前年度対比183万8,000円の増となりました。延滞金及び加算金、雑入等であります。

歳入合計9億8,655万4,000円、前年度対比135万1,353万8,000円、1.35%の減となりました。不納欠損額77万8,000円、収入未済額3,501万9,000円であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費は、支出済額2,611万9,000円で、前年度対比26万7,000円、1.04%の増となり

ました。

2款保険給付費は、支出済額6億745万9,000円で、前年度対比723万5,000円、1.18%の減となりました。

3款後期高齢者支援金は、支出済額1億1,253万4,000円で、前年度対比863万8,000円、8.31%の増となりました。

4款前期高齢者納付金は、支出済額33万4,000円で、前年度対比15万円、82.14%の増となりました。

5款老人保健拠出金は、支出済額9,000円で、前年度対比357万円、99.74%の減となりました。

6款介護納付金は、支出済額5,220万9,000円で、前年度対比565万2,000円、12.14%の増となりました。

7款共同事業拠出金は、支出済額8,966万3,000円で、前年度対比632万3,000円、6.59%の減となりました。

8款保健事業費は、支出済額1,163万4,000円で、前年度対比140万円、13.68%の増となりました。

9款基金積立金は、4万9,000円で、前年度対比516万6,000円、99%の減となりました。

10款公債費は、支出がありませんでした。

11款諸支出金は、支出済額1,117万1,000円で、前年度対比809万2,000円の増となりました。

12款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計は9億1,118万6,000円で、前年度対比190万6,000円、0.21%の増となりました。不用額5,517万4,000円であります。

歳入歳出差引額は7,536万7,000円であります。

次に、平成23年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要をご説明いたします。

決算書の後期高齢者医療事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額7,503万5,000円で、前年度対比128万5,000円、1.68%の減となりました。収入未済額は137万4,000円であります。

2款使用料及び手数料は、収入済額6,000円、前年度対比800円、13.56%の増となりました。

3款繰入金は、収入済額2,802万4,000円で、前年度対比124万1,000円、4.63%の増となりました。

4款諸収入は、収入済額2万6,000円で、前年度対比1万1,000円、78.45%の増となりました。

5款繰越金は、収入済額9万7,000円で、前年度対比5万9,000円、155%の増となりまし

た。

歳入合計 1 億318万9,000円、前年度対比 2 万6,000円、0.03%の増でありました。収入未済額は137万4,000円であります。

続きまして、歳出です。

2 ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 1 億172万2,000円で、前年度対比133万6,000円、1.3%の減となりました。

2 款諸支出金は、支出済額8,000円であります。前年度対比1,000円、26.33%の増となりました。

歳出合計は、支出済額 1 億173万円で、不用額536万9,000円であります。

歳入歳出差引残額は145万8,000円であります。

次に、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書、介護保険事業特別会計 1 ページをごらんください。

歳入です。

1 款保険料は、収入済額 1 億4,307万2,000円で、前年度対比235万3,000円、1.62%の減となりました。不納欠損額 2 万4,000円、収入未済額は303万円であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 2 万2,000円で、前年度対比4,000円、21.28%の増となりました。手数料であります。

3 款国庫支出金は、収入済額 2 億9,650万9,000円で、前年度対比3,426万5,000円、13.07%の増となりました。国庫負担金及び補助金であります。

4 款支払基金交付金は、収入済額 2 億8,602万6,000円で、前年度対比256万1,000円、0.9%の増となりました。

5 款県支出金は、収入済額 1 億7,723万5,000円で、前年度対比3,150万6,000円、21.62%の増となりました。

6 款財産収入は、収入済額 1 万4,000円で、前年度対比 4 万1,000円、73.72%の減となりました。

7 款繰入金は、収入済額 1 億5,925万8,000円で、前年度対比312万円、2%の増となりました。積立基金繰入金であります。

8 款繰越金は、収入済額388万9,000円で、前年度対比1,332万6,000円、77.41%の減となりました。繰越金です。

9 款諸収入は、収入済額4,144万1,000円で、前年度対比4,135万2,000円の増となりました。返納金であります。

歳入合計は11億747万円で、前年度対比9,708万8,000円、9.61%の増となりました。不納欠損額 2 万4,000円で、収入未済額303万円であります。

続きまして、決算書「介護」2ページの歳出です。

1 款総務費は、支出済額3,454万3,000円で、前年度対比239万9,000円、7.46%の増となりました。総務管理費、徴収費、介護認定審査会費であります。

2 款保険給付費は、支出済額9億4,925万7,000円で、前年度対比1,130万1,000円、1.2%の増となりました。

3 款財政安定化基金拠出金は、支出はありませんでした。

4 款基金積立金は、支出済額2,666万6,000円で、前年度対比2,661万円の増となりました。

5 款地域支援事業費は、支出済額2,198万4,000円で、前年度対比63万6,000円、2.81%の減となりました。

6 款公債費は、支出はありませんでした。

7 款諸支出金は、支出済額1,102万1,000円で、前年度対比269万4,000円、19.64%の減となりました。一般会計繰出金及び償還金であります。

歳出合計10億4,347万3,000円で、前年度対比3,698万円、3.67%の増となりました。不用額5,698万1,000円であります。

歳入歳出差引額は6,399万7,000円であります。

次に、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。決算書、簡易水道事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金は、収入済額16万円で、前年度対比36万円、69.23%の減となりました。

2 款使用料及び手数料は、収入済額1億1,311万3,000円で、前年度対比483万8,000円、4.1%の減となりました。収入未済額が1,122万6,000円でありました。

3 款国庫支出金は、収入済額2,016万3,000円で、前年度対比695万8,000円、52.69%の増となりました。

4 款県支出金は、収入済額162万円です。22年度はありませんでした。

5 款財産収入は、収入済額95万1,000円で、前年度対比6,000円、0.65%の減となりました。

6 款繰入金は、収入済額1億4,456万8,000円で、前年度対比950万2,000円、7.04%の増となりました。一般会計繰入金及び基金繰入金であります。

7 款繰越金は、収入済額576万4,000円で、前年度対比25万5,000円、4.25%の減となりました。

8 款諸収入は、収入済額555万4,000円で、前年度対比335万1,000円、152%の増となりました。雑入であります。

9 款町債は、収入済額8,060万円で、前年度対比2,260万円、38.97%の増となりました。

歳入合計3億7,249万4,000円で、前年度対比3,857万2,000円、11.55%の増となりました。収入未済額1,122万6,000円となりました。

続きまして、簡易水道決算書2ページの歳出です。

1 款総務費は、支出済額3,720万1,000円で、前年度対比324万5,000円、9.56%の増となりました。

2 款水道事業費は、支出済額1億9,629万8,000円で、前年度対比3,479万4,000円、21.54%の増となりました。

3 款公債費は、支出済額1億3,359万9,000円、前年度対比210万1,000円、1.6%の増となりました。

4 款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計3億6,709万9,000円で、前年度対比4,014万1,000円、12.28%の増となりました。翌年度繰越額は330万円、不用額は878万3,000円であります。

歳入歳出差引額は539万5,000円であります。

次に、平成23年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

決算書、温泉事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は、収入済額383万9,000円で、前年度対比4万5,000円、1.21%の増となりました。収入未済額が204万5,000円であります。

2 款財産収入は、収入済額2,000円で、前年度対比3,000円、55.82%の減となりました。

3 款繰入金は、収入済額2,117万円で、前年度対比6,768万8,000円、76.18%の減となりました。一般会計繰入金であります。

4 款繰越金は、収入済額2,892万4,000円で、前年度対比2,882万4,000円の増となりました。

5 款諸収入は、収入済額1,000円で、預金利子であります。

歳入合計5,393万8,000円で、前年度対比3,882万1,000円、41.85%の減となりました。収入未済額204万5,000円であります。

次に、2ページの歳出です。

1 款総務費は、支出済額943万8,000円で、前年度対比147万1,000円、18.46%の増となりました。

2 款温泉事業費は、支出済額4,179万5,000円で、前年度対比1,406万6,000円、25.18%の減となりました。

3 款基金管理費は、支出済額2,000円で、前年度対比3,000円、55.82%の減となりました。

4 款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計5,123万6,000円で、前年度対比1,259万8,000円、19.74%の減となりました。不用額639万3,000円あります。

歳入歳出差引額は270万2,000円あります。

次に、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

いやしの里診療所事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款診療収入は、収入済額973万3,000円で、前年度対比1,987万4,000円、67.13%の減です。外来収入等であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額4万9,000円で、前年度対比12万4,000円、71.69%の減です

3 款繰入金は、収入済額1,160万円で、前年度対比1,080万円の増です。一般会計からの繰入金です。

4 款繰越金は、収入済額6万3,000円で、前年度対比329万5,000円、98.12%の減となりました。

5 款諸収入は7万7,000円で、前年対比7万7,000円の増です。

歳入合計2,152万3,000円で、前年度対比1,241万7,000円、36.58%の減となりました。

次に、2ページ、歳出です。

1 款総務費は、支出済額1,853万5,000円で、前年度対比1,119万1,000円、37.65%の減となりました。

2 款医業費は、支出済額294万7,000円で、前年度対比120万3,000円、29%の減となりました。

3 款諸支出金の支出はありませんでした。

4 款予備費も支出はありませんでした。

歳出合計2,148万2,000円で、前年度対比1,239万4,000円、36.59%の減となりました。不用額は794万1,000円であります。

歳入歳出差引額は4万1,000円であります。

以上、簡単に決算の概要を御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

次に、平成23年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告をいただきたいと思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） 平成23年度一般会計及び特別会計の決算審査について御報告をいたします。

審査期日は7月25日から7月31日の4日間で、本町役場第一会議室において、関係課長及び担当者の出席を求め、森監査委員と審査を行いました。

4日間という短期間のため、遅いときには夜8時までかかり、関係者には御負担をおかけいたしました。なお、最終日に現地調査を行いました。

審査報告は、決算審査意見書の59ページの総括をごらんください。

総合的な意見といたしまして3点ですが、町税及び国保税の収入確保はもちろんのこと、

使用料、手数料、分担金、負担金の収入確保に万全を期すること。

2つ目が、町債の発行、債務負担行為による事務事業の執行に当たっては町財政の現況と将来の動向を見極めながら有効かつ適切な運用を期すること。

3点目が、事務事業の見直し、事務の改善合理化・効率化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること。

総体的には、平成23年度決算について、事業完遂と経費節減を評価するものであるが、今後ますます増大する行政需要あるいは町民ニーズの多様化に対応するため、各課連携を密にして行政推進を図っていただきたい。

特別会計を含め人件費負担が大きい。前年比、一般会計では3,000万円増加しているが、長期的視野で見ると減少傾向にあり、今後も人件費コストを意識し、職員の資質の向上、行政事務処理の効率化をさらに推進されたい。

歳入において、滞納繰り越し分を除けば町税をはじめ使用料等、高い収納率であります。

なお、事業実施に当たり国・県補助金及び町債等有利な特定財源の確保に努力され、歳入の安定を図られたことに敬意を表する次第でございます。

しかし、一般会計、特別会計の収入未済額が1億1,791万2,000円、前年比518万9,000円増となり、毎年増加累積されているが、この欠損額は256万3,000円、前年比464万1,000円減少した。滞納繰り越し分の町税及び使用料等の徴収・整理について特段の努力を図られたい。

一般会計からの7特別会計への繰出金は約3億9,700万で、前年比6,200万の減少であった。今後も少子・高齢化も進み、義務的経費、特に扶養費はますます増加することが予想されるので、行財政改革を含め今後の運営には格段の配慮をされたいと思います。

なお、担当者より提出された決算資料は、誠に当を得たものであり、限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加えて総括といたします。

なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書をもってかえさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は、認定第1号から認定第7号まですべてについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

◇

◎散 会

○議長(板谷 信君) お諮りします。

決算特別委員会開催の都合等により、9月5日から9月18日までの14日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月18日までの14日間休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 零時07分